

藤沢市公共施設LED化ESCO事業
業務委託公募型プロポーザル実施要領

2026年（令和8年）1月

藤沢市

目次

1 事業概要.....	1
2 応募者について.....	2
3 応募者に要求される資格要件.....	3
4 応募に関する留意事項.....	4
5 事業者選定の流れ.....	4
6 事業全体スケジュール（予定）.....	5
7 公募開始・質問受付.....	5
8 参加申込書及び資格確認書類の提出.....	6
9 一次審査（書類審査）.....	7
10 提案書類における提示条件.....	7
11 提案書類の提出.....	8
12 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）.....	9
13 選考方法.....	10
14 事業実施に関する事項.....	11
15 契約に関する事項.....	12
16 事業費上限額.....	12
17 提案の無効に関する事項.....	12
18 その他.....	12
別紙「対象施設一覧」.....	13
別表.....	14

1 事業概要

(1) 事業名称

藤沢市公共施設 LED 化 ESCO 事業

(2) 目的

藤沢市（以下「本市」という。）では2021年（令和3年）2月に「藤沢市気候非常事態宣言」を表明し、脱炭素社会の実現に向け、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すこととしている。これに伴い、2022年（令和4年）3月に策定した「藤沢市環境保全職員率先実行計画」では、本市が一事業者として温室効果ガス排出量の削減に率先的に取り組むこととして、「2030年度（令和12年度）における温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で56%削減」することを目標とし、LED照明を含む省エネ設備の導入を取組項目に位置づけている。

また、2023年11月の国際会議において決定された「蛍光灯の製造・輸出入廃止」により、公共施設における照明のLED化を促進することが必要であることから、温室効果ガス排出量削減と迅速なLED化を図る方法を検討していた。

このことなどから、このたび「藤沢市公共施設 LED 化 ESCO 事業（以下「本事業」という。）」を導入することとしたものである。

本募集は、以上の趣旨に合致する優れた民間事業者の提案を受けるために募集を行うものであり、審査の結果、最も優れている提案を行った応募者（以下「優先交渉事業者」という。）は、本市と事業契約の締結に向け協議を行い、合意に至った場合、本事業に関する事業契約を締結し、本事業を実施するものとする。

(3) 契約方式

シェアード・セイビングス契約※

※ここでいう「シェアード・セイビングス契約」とは、事業者の資金により省エネルギー改修を行い、本市が事業者と施設の LED 化に係る光熱費等の削減保証を行うことを含めた契約を締結し、改修等の対価を分割して支払うことを指す。

(4) 契約期間・支払い方法

契約締結日から2037年（令和19年）9月30日（水）まで（最長）

※光熱費・維持管理費の削減保証期間及びサービス料の支払期間（以下「ESCO サービス期間」という。）は10年間とし、詳細協議にて取り決めたESCOサービス期間開始日の翌月から120回の均等払いとする。

(5) 対象施設

47施設（別紙「対象施設一覧」のとおり）

(6) 事業内容

「(5) 対象施設」に掲げる公共施設照明設備のLED化改修工事及び省エネルギー効果検証、維持管理業務及び保証業務

(7) 発注者及び提案募集事務局

- ア 発注者
藤沢市長
- イ 提案募集事務局
藤沢市環境部ゼロカーボン推進課
住所：〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
電話：0466-50-8282（直通）
電子メール：fj-zeroc@city.fujisawa.lg.jp

2 応募者について

(1) 応募要件

- ア 本事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業体）とする。
- イ グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が本市との対応窓口となり、本事業の遂行の責を負うものとする。
また、「藤沢市公共施設LED化ESCO事業共同企業体取扱要綱」に基づき、合意書（様式第1号）を本市に提出するとともに、構成員の役割分担を明確にすること。
- ウ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案及び契約等に関する諸手続を行う。
- エ 応募者は、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の趣旨を理解し、第5章の各取組項目を実施するように努めること。
- オ 応募者は、事業実施にあたり関連法令を遵守する。

(2) 応募者の役割

応募者は、次の役割を全て担うこと。グループの場合は各構成員が次の役割を分担するものとする。

- ア 事業役割
本市との対応窓口となり、契約等の諸手続を行い、本事業遂行の責を負い、削減量が達成できない場合には保証措置を講じる。
- イ 設計役割
詳細調査及び設計・計画・監理に関する業務を全て実施する。
- ウ 施工役割
施工に関する業務を全て実施する。
- エ 金融役割
資金調達業務等を実施する。
- オ その他役割
上記ア～エ以外の調査、維持管理や効果検証等の本事業の遂行に必要なその他業務を実施する。

3 応募者に要求される資格要件

(1) 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループの場合、グループとしてこれらの要件を満たすこと。

- ア 「かながわ電子入札共同システム」における令和7・8年度競争入札参加資格者名簿（コンサル又は一般委託）に登録されていること。
- イ 応募者は、参加表明書及び資格確認書類により、本実施要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- ウ 応募者は、対象設備の電気使用削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合は、保証措置を講じることができる者であること。
- エ 応募者は、ESCO 設備導入後の電気使用削減量及び削減保証額を計測・検証することができる者であること。
- オ 応募者は、事業運営、維持管理を円滑に行うため、迅速に対応ができる者であること。
- カ 応募者のうち施工役割を担う構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する「特定建設業」の許可を受けている者であること。

(2) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者の構成員となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 本実施要領の公示の日から資格審査終了までの期間に藤沢市競争入札参加資格者指名停止等要綱（平成16年7月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けている者
- ウ 本実施要領の公示の日から資格審査終了までの期間に建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項もしくは第5項の規定による営業停止処分を受けている者
- エ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したと認められる者
- オ 藤沢市暴力団排除条例（平成23年条例第18条）第2条に規定する暴力団員等でないこと。法人にあたっては、暴力団経営支配法人等ではないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。（更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の許可が決定された者又は再生計画の許可の決定が確定された者を除く。）
- キ 前年度の法人税、法人事業税を滞納している者
- ク 応募資格提出書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ケ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者もしくは妨げた者

4 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い及び著作権

提出書類の著作権は、提案の採否にかかわらず、応募者に帰属とするが、本市が公表等に必要と判断した場合は、無償で使用及び修正する権利を持つものとし、応募者は著作者人格権を主張しないものとする。なお、提出書類は本業務の目的以外で使用することはないが、本案件に係る情報公開請求があった場合には、「藤沢市情報公開条例」に基づき、提出書類を公開することがある。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

(4) 本市からの提供書類の取扱い

本市が提供する資料は、応募に関する検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者の提案は1件を上限とする。

(6) 複数の応募者の構成員となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

(8) 提出書類の変更の禁止

応募者は、提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏または不明確な表示等があり、かつ本市が認めたときはこの限りではない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(9) 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

(10) 市内事業者の活用

応募者は、ESCO 設備の施工や維持管理等において、藤沢市内に本店を有する電気工事店等の活用を優先的に行うとともに、地域への経済波及効果に資するよう十分に配慮すること。また、市内事業者が活用されたことを確認できる書類等を記録し、本市から提示を求められた際に、速やかに提示することができること。

5 事業者選定の流れ

(1) 応募者の要件

- 応募者は「3 応募者に要求される資格要件」で定める資格要件を満たす者とする。
- (2) 応募資格要件の確認及び提案要請
 応募者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案要請通知書を文書（電子メール）で送付する。
- (3) 最優秀提案及び優秀提案の選定
 事業者選考委員会により提案内容を審査し、最優秀提案 1 者及び優秀提案 1 者を選定する。
- (4) 詳細協議
 最優秀提案をした者は優先交渉事業者となり、契約を締結するまでの諸条件について、本市と協定を締結のうえ、現地調査を含む詳細協議を進めるものとする。
- (5) 事業者の選定
 優先交渉事業者は本市と詳細協議を行い、協議が整えば ESCO 契約を締結し、契約事業者となる。優先交渉事業者との協議が整わない場合は、優秀提案をした者との詳細協議を行う。なお、契約までの費用については、事業者の負担とする。

6 事業全体スケジュール（予定）

本事業は、次の日程（予定）で行う。

No	項目	日程
1	公募開始・ホームページ公開	2026 年 1 月 16 日～
2	質問受付	2026 年 1 月 16 日～2026 年 1 月 26 日
3	質問回答期限	2026 年 2 月 3 日
4	参加申込書・資格確認書類受付	2026 年 2 月 6 日～2026 年 2 月 13 日
5	応募者資格確認結果・提案要請通知書の通知期限	2026 年 2 月 24 日
6	提案書類の受付	2026 年 2 月 27 日～2026 年 3 月 10 日
7	プレゼンテーション・ヒアリング審査	2026 年 3 月 23 日
8	最優秀及び優秀提案の選出・結果通知期限	2026 年 3 月 26 日
9	事業計画書作成、協定書の締結	2026 年 3 月 26 日～2027 年 9 月 30 日
10	現地調査、詳細協議	
11	ESCO 契約の締結、ESCO 設備の施工	
12	ESCO サービスの開始	ESCO 設備施工完了日の翌月 1 日～ (遅くとも 2027 年 10 月 1 日)
13	ESCO 設備の維持管理等	サービス開始～10 年間 (2037 年 9 月 30 日まで (最長))

7 公募開始・質問受付

- (1) 公募開始・ホームページ公開

公募開始年月日は2026年1月16日（金）とし、本実施要領等は、本市ホームページ上で公表する。

(2) 質問受付・質問回答

実施要領及び資料に関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

ア 質問の方法

質問は、質問書（様式第2号）を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。なお、電子メールの件名を「藤沢市公共施設 LED 化 ESCO 事業質問書」と記載することとし、メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。

イ 受付期間

2026年1月16日（金）から2026年1月26日（月）午後5時まで

ウ 質問の回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、2026年2月3日（火）までに本市ホームページで公表することとし、口頭による個別対応は一切行わない。

なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

8 参加申込書及び資格確認書類の提出

本案件に参加を希望する応募者は、「3 応募者に要求される資格要件」及び「4 応募に関する留意事項」を確認の上、次のとおり必要な書類を提出すること。

(1) 受付期間

2026年2月6日（金）から2026年2月13日（金）午後5時まで

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土日祝日除く）

(2) 提出方法及び提出先

提案募集事務局宛てに、持参又は郵送（書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかに限る）により提出してください。郵送で提出する場合は、2026年2月13日（金）必着とし、応募者は電話により提案募集事務局に対し書類の到着有無を確認してください。

(3) 参加申込時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを2部（正1部、副1部）提出すること。

ア 参加申込書（様式第3号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

イ グループ構成表（様式第4号）及び合意書（様式第1号）

グループとして応募する場合は、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、施工役割、金融役割、その他役割（分担名を記載すること））を明確にすること。

ウ 会社概要（様式第5号）

グループで参加の場合は、応募者全ての構成員が提出すること。A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等の項目を網羅したものを1部綴じたものとする。なお、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認めることとする。

エ 納税証明書（発行から3か月以内のもの）

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各1部綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。なお、グループで参加の場合は、代表企業のみ提出すること。

オ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第6号）

グループで参加の場合は、応募者全ての構成員が提出すること。

カ 特定建設業の許可証明書

施工役割を担う者は、建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」、又はこれに類する許可証明書の写しを提出すること。

9 一次審査（書類審査）

(1) 応募者資格確認結果及び提案要請通知書の送付

提出された参加申込書一式について、資格要件の確認や不備がないか書類審査を行い、審査結果は2026年2月24日（火）までに電子メールで本市から応募者（代表者）に通知する。

また、応募資格要件を満たした応募者については、ESCO事業提案要請通知書（以下「要請通知書」という。）及び「(2) 配布資料」を併せて送付する。

(2) 配布資料

要請通知書と併せて応募者に配布する資料は次のとおりとする。

ア 対象施設の既存機器にかかる資料一式（点灯時間及び稼働日数一覧等）

(3) 参加を辞退する場合

要請通知書を受けた応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日までに提案辞退届（様式第7号）を1部、事務局に持参すること。

10 提案書類における提示条件

応募者は、次の条件に基づき、提案書類を作成する。

(1) シェアード・セイビングス契約を実施できること。

(2) 応募者の資金により省エネルギー改修を行い、その事業費（ESCO サービス料）が事業費限度額未満であること。

(3) ESCO 契約どおりに電気料金が削減できず、削減保証額に届かなかった場合、その分を保証することができること。

(4) 本市の事業スケジュールに基づき事業を実施できること。

- (5) 維持管理計画書を提出し、本市の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行うこと。また、維持管理にかかる経費は原則として応募者負担とする。
- (6) ESCO 契約終了後、本事業対象となる ESCO 設備を本市へ無償譲渡すること。
- (7) 「6 事業全体スケジュール (予定)」で示した ESCO サービスの開始までに応募者の責により工事が完了しない場合、藤沢市公共施設 LED 化工事が完了するまで、電気料金を含む遅延に起因する費用は応募者が負担すること。
- (8) その他、この要項に定めることその他、ESCO 提案の募集等の実施にあたって必要な変更事項が生じた場合には、応募者に通知する。

1 1 提案書類の提出

(1) 提案書類の提出

要請通知書を受けた応募者は、本市が提供する配布資料に示す資料を基に ESCO 事業提案書類を作成し、事務局へ持参すること。

ア 受付期間

2026 年 2 月 27 日 (金) から 2026 年 3 月 10 日 (火)

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで (土日祝日除く)

イ 提案書類

提案書類は次のとおりとする。

(ア) 提案書一式

(イ) 提案プレゼンテーションに係る電子データ

(2) 提案書一式

ア 提案書提出届 (様式第 8 号)

イ 提案概要書 (様式第 9 号)

ウ 効果計算書 (様式第 10 号の 1～3)

エ 使用機器等提案書 (様式第 11 号)

オ 安全管理等提案書 (様式第 12 号)

カ 概略工事工程表 (様式第 13 号)

キ 市内事業者の活用に関する提案書 (様式第 14 号)

ク 維持管理等提案書 (様式第 15 号)

ケ 環境配慮に関する提案書 (様式第 16 号)

コ ESCO 関連事業実績一覧表 (様式第 17 号)

(3) 提案書一式の作成要領

ア 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全てを横書きとする。なお、原則としてフォントは MS 明朝体 12 ポイントで統一すること。

イ 各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示を一切付してはならない。

ウ 提案書提出届（様式第8号）により提出書類の構成を示したうえで、各提出書類をA4縦長ファイルに綴じたものを事務局に8部提出すること。なお、提案書提出届（様式第8号）については8部のうち1部のみ添付すること。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。

エ 提出書一式の原本をPDF化し、提案事務局のメールアドレス宛てに送付することとし、メールのタイトルは「藤沢市公共施設LED化ESCO事業」プロポーザル提案書」とすること。また、電子メール送付後（午後5時を過ぎた場合は翌開庁日の午前9時以降）に提案募集事務局宛てに電話で連絡すること。

(4) 提案プレゼンテーションに係る電子データの提出

提案書一式の概要をまとめた発表資料を作成し、電子データを提出すること。なお、次のア～エは必ず盛り込むこと。

ア 設計に関する提案

イ 施工に関する提案

ウ 維持管理に関する提案

エ 環境に関する提案

(5) 提案プレゼンテーションに係る電子データの作成要領

ア 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとする。

イ 電子データには、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示を一切付してはならない。

ウ 提案書一式を基に、25分以内で提案を的確に説明できること。

エ (株)マイクロソフト社製ソフトウェア「PowerPoint2016」に互換性があり、表示が可能な電子データで作成すること。なお、音声は入れてはならない。

オ 提出後の差替えは誤字・脱字・表示不全の修正以外原則として認めない。

1.2 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

(1) 実施日時・場所

2026年3月23日（月）に開催する。なお、会場は藤沢市役所の会議室とし、詳細は応募者に別途通知する。

(2) 時間配分

時間配分はプレゼンテーション25分、質疑応答15分を想定すること。

(3) プレゼンテーションの留意事項

ESCO提案の審査については、次の要領で行う。

ア プレゼンテーションの出席者は5名以内とする。

イ 応募者は、提案書類をもとに口頭によるプレゼンテーションを行う。その後、事業者選考委員による質疑応答を行う。

ウ プレゼンテーションの際、応募者は本市が用意するプロジェクター（HDMI入力）、ス

- クリーンを使用し、パソコンその他必要なものは応募者が持参すること。
- エ Zoom 等を活用したオンラインでのプレゼンテーションは不可とし、また、提出した提案書類以外の内容をプレゼンテーションできないものとする。
- オ プレゼンテーション時は、提案書類の中に会社名を記載せず、また、口頭においても会社名を名乗らないこと。

1 3 選考方法

(1) 選考・審査方法

「藤沢市公共施設LED化ESCO事業に係る事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）」の委員が、「1 3 選考方法（3）審査項目」の各項目に基づき、提出された提案書等の内容及びプレゼンテーション・ヒアリング等について審査し点数化する。

審査項目ごとの点数の合計を評価点とし、各選考委員の評価点の合計点において最も高い者を優先交渉事業者とし、合計点が2番目に高い者を次点優先交渉事業者とする。

なお、合計評価点が同点の場合は、二次審査の審査項目の提案内容の合計点が高い者を優先交渉事業者とします。なお、これらの方法により、優先交渉事業者を決定することができないときは、委員間で意見交換を行った上で選考委員会委員長が決定するものとする。

なお、応募者が1者であった場合は、全選考委員の評価点の合計点における平均値が満点の60%未満であるときを除き、当該応募者を優先交渉事業者とする。

※評価点は応募者ごとに合計点のみ公開します。また、応募者名は優先交渉事業者及び次点優先交渉事業者のみ公開します。

(2) 提案内容

- ア 設計に関する提案
- イ 施工に関する提案
- ウ 維持管理に関する提案
- エ 環境に関する提案

(3) 審査項目

別表のとおり。

(4) 選考結果通知

- ア 選考結果については、参加申込書に記載の所在地に、2026年3月26日（木）までに応募者に文書で送付する。なお、電話等による問合せには応じない。
- イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできず、質問は一切受け付けない。
- ウ 優先交渉事業者、次点優先交渉事業者については、本市のホームページで公表する。

14 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

- ア 事業者は、実施要領、配付資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両方で誠意をもって協議することとする。

(2) 事業計画書等の作成

- ア 優先交渉事業者決定後、当該事業者は提案内容を踏まえた事業計画書を作成し、詳細協議を行う。
- イ 契約締結後、事業者は速やかに事業実施計画書を作成し、本市と実施協議を行う。

(3) 本市と事業者との責任分担

ア 基本的な考え

提案事項が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として仕様書記載の「予想されるリスクと責任分担表」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行う。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

ウ 本市が別途発注する工事に関する措置

事業者がLED化工事を実施後に、本市がそのLED照明設備を再利用し、既設天井等のみを更新する工事を発注する場合がある。この場合の責任分担については、本市の工事完成後、施工業者から引き渡しを受けてから1年間（契約不適合責任期間）については市側（施工業者）の負担とするが、それ以降の維持管理については、事業者の負担とする。

エ ESCO契約の締結及び事業の継続が困難となった場合における措置

優先交渉事業者が詳細協議実施後にESCO契約の締結ができない場合及びESCO契約締結後に事業の継続が困難となった場合は、以下の措置を講ずる。

- (ア) 提案書類と事業計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉事業者の責により契約できない場合は、本市は次点交渉権者と協議を行うこととし、優先交渉事業者は本市に対してそれまでに要した費用を請求できない。
- (イ) ESCO契約締結後、本市の責により事業が中止された場合は、事業者は提案書類で提示した金額を上限に、本市と協議のうえ合意した金額を請求できるものとする。なお、ESCO契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定める。

15 契約に関する事項

(1) 契約の手順

本市と優先交渉事業者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合に契約締結のための手続きを行う。

(2) 契約の概要

本実施要領、本市が承諾した事業計画書に基づき、本市と事業者の間で、本実施要領に定める詳細協議が成立したことをもって締結するものであり、事業者が遂行すべき工事及び維持管理に関する業務内容や省エネルギー保証、支払方法などを定めるものとする。また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

16 事業費上限額

787,908,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※本契約に係る予算等が本市議会で議決されることを条件とする。予算が議決されず、成立しなかった場合は、本プロポーザルは無効となる場合がある。なお、その場合においても、応募者は本市に対し、参加申込書や提案書の提出に当たって負担した費用等について請求することはできない。

※本上限額は、契約金額の上限を示すものであり、本市とこの金額で契約を約束するものではない。

17 提案の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当するときは、その応募者の提案を無効とする。

- (1) 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- (2) 提案書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案内容に不足があった場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 本実施要領に違反すると認められる場合

18 その他

- (1) 本件の応募に掛かる費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類及びデータは返却しないものとする。

別紙「対象施設一覧」

No.	施設名
1	辻堂砂山市民の家
2	片瀬市民センター
3	片瀬しおさいセンター
4	御所見市民センター
5	済美館
6	老人福祉センターこぶし荘
7	秩父宮記念体育館
8	秋葉台公園
9	石名坂温水プール
10	八部公園
11	辻堂市民図書館
12	保健医療センター
13	高山保育園
14	またの保育園
15	小糸保育園
16	辻堂砂山児童館
17	藤沢市観光センター
18	稚児ヶ淵レストハウス
19	片瀬漁港
20	西俣野排水機場
21	藤沢駅北口市役所前第1自転車等 駐車場
22	辻堂駅北口自転車等駐車場
23	辻堂駅南口自転車駐車場
24	辻堂駅北口交通広場自転車駐車場
25	六会日大前駅東口自転車駐車場

No.	施設名
26	六会日大前駅西口自転車等駐車場
27	長後駅東口自転車等駐車場
28	移動自転車等北保管所
29	移動自転車等南保管所(H棟)
30	移動自転車等南保管所第2(S棟)
31	大清水浄化センター
32	村岡ポンプ場
33	浜見山ポンプ場
34	大庭ポンプ場
35	御殿辺ポンプ場
36	藤が谷ポンプ場
37	下藤が谷ポンプ場
38	洲鼻ポンプ場
39	西浜ポンプ場
40	看護専門学校
41	明治出張所
42	鶴沼出張所
43	北消防本署
44	西部出張所
45	長後出張所
46	消防防災訓練センター
47	教育文化センター

別表

区分	審査項目	評価内容	配点 (点数×係数)
設計	使用機器	光束維持率、消費電力、耐久性等性能面で優れており、他の自治体の採用実績等から信頼性の高い製品となっていること。	10
	削減効果	施設ごとに適した性能がある機器を使用し、電気使用量の削減効果が最大限出ること。	15
施工	安全性	<ul style="list-style-type: none"> • 施工時の安全に配慮していること。 • 工事中に発生する音を低騒音に抑える工夫等、庁舎利用者に対する配慮が具体的に記載されており、かつ確実な履行が見込まれること 	15
	施工工程	施設ごとの運営状況を踏まえた施工工程を組み、確実かつ効率的に履行が見込めること。	20
	市内事業者の活用	市内事業者の活用について、地域への経済波及効果に資するよう十分に配慮しているか。	10
維持管理	効果検証	電気使用量及び電気料金の削減効果の検証方法について、本事業の趣旨を踏まえて適正に行えること。	10
	事業開始後の修繕・保守	照明器具の不点灯時及び緊急時の対応について、迅速かつ確実な対応（修繕及び処置）が見込まれること。	10
環境	地球温暖化対策	一事業者として藤沢市地球温暖化対策実行計画の趣旨を理解し、第5章の各取組項目を豊富に実施していること。	5
その他	事業費用	事業費の総額（初期導入費及びESCOサービス料）が少ないこと。	10
	ESCO事業の受注実績	ESCO事業の実績があり、提案内容の確実な履行が見込まれること。	25

以上